

令和 6 年 6 月 6 日 (木曜日)

令和 6 年度南三陸町議会 6 月会議会議録

(第 3 日目)

令和5年6月6日（木曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	三浦浩君
総務課長	千葉啓君
企画課長	岩淵武久君
町民税務課長	高橋伸彦君

保健福祉課長	及川	貢君
環境対策課長	菅原	義明君
農林水産課長	遠藤	和美君
商工観光課長	宮川	舞君
建設課長	及川	幸弘君
会計管理者兼会計課長	男澤	知樹君
上下水道事業所長	大森	隆市君
歌津総合支所長	山内	徳雄君
南三陸病院事務部事務長	佐藤	宏明君
教育育長	齊藤	明君
教育委員会事務局長	芳賀	洋子君
代表監査委員	横山	孝明君
監査委員事務局長	佐藤	正文君

事務局職員出席者

事務局長	佐藤	正文
主幹	佐藤	美恵
主事	小野	真里

議事日程 第3号

- 令和6年6月6日（木曜日） 午前10時00分 開議
- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 報告第 1号 南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告
について
- 第 4 報告第 2号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決
処分の報告について
- 第 5 報告第 3号 令和5年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 6 報告第 4号 令和5年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第 7 議案第 1号 南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定について

- 第 8 議案第 2 号 南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 3 号 南三陸町特定復興産業集積区域内における固定資産税の課税免除に
関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 10 議案第 4 号 工事請負契約の締結について
- 第 11 議案第 5 号 工事請負契約の締結について
- 第 12 議案第 6 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 13 議案第 7 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 14 議案第 8 号 町有林樹木の売払いについて
- 第 15 議案第 9 号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について
- 第 16 同意第 1 号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
- 第 17 同意第 2 号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
- 第 18 同意第 3 号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
- 第 19 同意第 4 号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
- 第 20 同意第 5 号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
- 第 21 同意第 6 号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
- 第 22 同意第 7 号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
- 第 23 同意第 8 号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
- 第 24 同意第 9 号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
- 第 25 議案第 10 号 令和 6 年度南三陸町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 26 議案第 11 号 南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 27 発議第 1 号 地方自治法第 180 条第 1 項の規定による町長の専決処分指定事項
の一部改正について
- 第 28 議員派遣について

本日の会議に付した事件
日程第 1 から日程第 15 まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、暑い方は脱衣を許可いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において7番佐藤正明君、8番及川幸子君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告7番及川幸子君。質問件名、1、町内の個人企業の現状と支援対策について。2、町内の道路網整備等について。3、ヤングケアラーへのサポートについて。以上、3件について及川幸子君の登壇発言を許します。及川幸子君。

〔8番 及川幸子君 登壇〕

○8番（及川幸子君） おはようございます。8番、及川幸子です。

ただいま議長の許可をいただきましたので、最終とはなりましたが、3問のうち1件目、町内の個人企業の現状と支援策について、町長に御質問いたします。

震災から13年の月日がたち、ほとんどの人が住宅再建され、安心した生活ができたことと思いますが、町の経済が落ち込んでいる気配を感じられるので、以下の4点についてお伺いいたします。

1点目、建築土木関係の仕事が減少しております。この実情を町は把握しているのかどうか。

2点目、水産業も衰退傾向にあるが、町の底上げをどのように考えているのか。

3点目、商工会としてもこれらの個人企業に支援策を考えていると思うので、商工会の現状を把握しているのか。また、町は商工会に多額の補助金を出しているが、効果の分析と対応をお伺いいたします。

4点目、町の未来を考えると少し不安だらけですが、今後の未来に向かって俯瞰的にどのような施策を考えているのか、お伺いいたします。

以上4点について、壇上より質問させていただきます。

議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

では、及川幸子議員の1件目の御質問であります。町内の個人企業の現状と支援策についてお答えをさせていただきます。

初めに質問の1件目でありますが、建築土木関係の事業量の減少についてであります、東日本大震災からの復旧・復興事業の進捗を主な要因として、建設工事の事業量が減少していることから、当然に町内事業者の受注量も減少していることは、当然認識をいたしております。

町といたしましては、町内事業者の受注機会の確保を目的とした入札参加条件等の設定に取り組んでおりまして、今後とも継続して受注機会の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に質問の2点目ですが、衰退傾向にある水産業の底上げということであります、近年の温暖化による海流の変化によりまして、これまで水揚げの主力を担ってきた秋鮭の不漁に加え、令和5年、6年とイサダがほとんど取れないことで、漁船漁業や定置網などでは非常に厳しい状況になっております。さらに養殖漁業では、高水温や本年2月、3月のしけの影響によりまして、大きな被害を受けたことで、水揚げ数量は大きく減少をしております。

しかしながら、水産業全般の水揚げを見ますと、過去4年を平均した値を上回っておりまして、タコ類、ギンザケの水揚げも増加をしております。年度によって変動はあるものの、全体的には横ばいの状況というふうに思っております。

一方で、温暖化によります環境変化に対し、不安を抱えていることは事実でありますので、町としても漁協、宮城県などの関係機関と連携をしながら、基幹産業を支えていきたいと思います。

次に御質問の3点目です。

商工会の現状と補助金の効果についてでありますが、南三陸商工会の会員数は、令和6年5月現在で461事業所ということになっております。町では商工会に対し、南三陸商工会事業費等補助金を毎年交付をしておりまして、それによって町内の事業者に対し巡回指導、窓口指導といった経営改善普及事業や、産業フェアへの参加協力、地域ポイント導入検討といった

地域総合振興事業が行われております、地域の活性化や経済振興の発展を支える役割を担っていただいております。

令和5年度の実績といたしましては、巡回指導が661件、窓口指導が763件となっておりまして、新型コロナウイルス感染症拡大や、物価高騰等の影響により疲弊した事業所への支援を実施していただいた結果として、事業の経営継続につながっているものと、その効果については考えております。

今年度も引き続き商工会に対し補助金の交付を予定しておりますので、巡回指導をはじめ、各種事業を実施していただいて、地域の活性化や経済振興の発展のために寄与していただきたいと考えておるところであります。

最後に質問の4点目ですが、今後の施策についてであります、本町の産業は、国内外における市場動向の変動に大きく影響を受けているところであります。とりわけ人口減少に伴う後継者、担い手不足は喫緊の課題であると捉えております。

町では令和6年度から令和15年度の10年間を計画期間とした南三陸町第3次総合計画を策定して、雇用対策として高齢者の就業支援や、若年労働者支援を基本計画に掲げております、地元企業に就労した方への奨励金や、シルバー人材センター運営支援に係る施策を行ってまいります。

加えて、外国人技能実習制度を導入している企業が町内には複数社ありますが、今後、外国人技能実習制度に関する説明会を開催して、制度の理解や普及を行うことで、事業継続へとつながるように推進をしていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 聞き取りが追いつかないところもありますので、これから深掘りさせていただきます。同じことを聞くかもしれませんすけれども、お許しいただきたいと思います。

まず1件目、震災から13年たちましたので、家を建てる人が少なくなりました。それに伴い、土木関係の仕事も少なくなり、ちまたでは、あと5年たつとそれが顕著に表れてくるというような危惧しておるようでございます。

先ほどの、ただいまの町長の答弁ですと、今後入札参加を多くしていきたいというようなことも話されましたけれども、この辺、土木関係の人はそうかもしれないすけれども、大体うちを建てる人たちが少なくなっているということに対して、年間、去年、今年、昨年でもいいですけれども、町内でどのぐらいの件数が建築されているのか。昨年度でもいいです。

近隣の状況を把握しているのであれば、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 新築の件数ということでございますが、町としては建築確認等々、これは県のほうで、気仙沼土木事務所のほうで担っていただいておりますので、正確な件数は把握してございませんが、かなり件数的には減っているというのは認識してございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） この件については、町内の皆様方は自宅再建された方と、復興住宅に入居された方々とありますけれども、復興住宅に入居された方々は高齢者の方が多く、仕事がなく、年金暮らしをしております。また、住宅再建された方は仕事がありますけれども、ローン返済などしております。

このことは全ての人たちではございませんけれども、住宅使用料の滞納額からも私的には見えてきております。滞納者の年齢層を私は把握できておりませんけれども、所得水準が低いためだと私的には考えられますけれども、この辺は。

○議長（星 喜美男君） 及川議員、全然通告にない部分ですので、個人企業の現状ということで伺ってください。

○8番（及川幸子君） 所得にも関係してくることです。これは。仕事の、全然関係ないわけではないです。今、うちの建設がなくなっているので、所得が落ち込んでいるということの関連性があると思われますけれども。

○議長（星 喜美男君） 答弁できますか。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） もう一度、申し訳ございません。もう一度お願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今、住宅再建がされている方、そしてされていない方と今私は振り分けしました。その中で、住宅の使用料、これが滞納額から見えてくるということなので、滞納者の年齢層を把握、私はしてないんですけども、見てないんですけども、所得水準が低いためと考えられるんです。そのことは。その所得水準ということを、今年の所得水準というものを、6月なので町民税の確定が速報で出ていると思うんですけども。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 及川議員、質問の内容については、建築土木関係の事業量の減少ということでの通告になっておりますので、今の所得の問題等については、全く通告内容と離れているというふうに言わざるを得ませんので、そこはひとつ通告に沿った形の中で御質問をい

ただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、切り口を変えていきます。

この住宅再建されている方と、復興住宅に入っている人たちがいます。住宅再建された方たちは仕事があって、ローン返済をしております。全てではございませんけれども、そういうことも大変な状況ということになっているということを言いたいんです。

そこから何が見えてきたかというと、やはり200万円の、毎年私が調べていますけれども、200万円の所得水準がずっと続いているわけです。震災後。それが、今年のデータでその水準が、去年までは200万円の所得の人たちが78%前後だったんです。今、今年の分はどうなったのかなということで確認しました。

どの企業も宮城県の最低賃金で雇用されていると思われますけれども、最低賃金920円ぐらいではないかと思われますけれども、町はこのような実情を把握しているのでしょうか。最低賃金というものをお示しいただきたいんですけれども。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 申し訳ございませんが、質問についてちょっと戻します。

御質問の趣旨でいけば、町内の土木建築関連の企業については、仕事が減っているということでございますが、確かにそのとおり、復興事業がもうほぼ終息したということで、工事量については減少してございますが、しかしながら、町といたしましては、一般競争入札の入札参加資格につきましては、限りなく町内に事業所がある方々、そういう方々に受注機会を与えるというような配慮を十二分にやっておりますので、できればそういった形の中で、町内の事業者の方々に受注をしていただければというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、建築、今受注ということは、道路とか、そういう関係の公の施設が入札をするという関係のことを町長今話したと思うんですけども、私は個人の、小さな個人でやっている方々、その辺は入札に参加はできないんじゃないかなと思われるんですけども、その辺いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 個人ってどういう趣旨でお話ししているかちょっと理解できませんが、基本的に個人であれ、それから法人であれ、基本的に入札参加できる企業というのは、町のほうに入札参加のいわゆる申請をすると、そういう方々は入札に参加できるということでご

ざいますので、そういう町の事業を受注したいという方々については、そういう手続を踏んでいただいているものというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 町ではそういう、ただいまの町長ですけれども、私は個人1人、例えばうちを建てる大工さん、そういう人たちのことを言っているんです。（「だからそれも申請すればいい」「個人だから、個人との契約だから」の声あり）個人でやっている人たちは、そういう町では……

○議長（星 喜美男君） 町に届ければ入札に参加できるって今町長が説明したとおりです。やる気のある人は申請をして届出をすればいいということです。

○8番（及川幸子君） その仕事、入札の仕事、それが個人1人ができる仕事の量ではないでしょって町で発注するのは。だから結局はランクを持っている人たちしか入札に参加できないということになるんじゃない。（「違う違う」の声あり）私は、ちっちゃい個人ごとのことを話してます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） もう1回かみ砕いて言います。個人の大工さんであれ、あるいは会社のほうであれ、役場のほうに入札参加の申請をしていただいて、許可が出れば入札に参加できます。当然、個人でやっている方と、それから法人でやっている方、こういう方々にとっては、いわゆる企業としてどれぐらいの金額ができるかということがありますので、これをAランクとかBランクとかCランク、それぞれに見合った形の中で発注をするので、個人の方でも、そこには参加資格がちゃんとあれば、CランクとかBランクの中で仕事を受注できるということですので、しっかりその辺を踏まえて、御理解をいただいて御質問いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） Aランク、Bランク、Cランク、あることは分かっております。ただ、1人が、個人の人1人が、そういうことが果たしてできるのか、入札に参加できるのかという問題も、それぞれの個人間にはあると思いますけれども、私はちょっとそこは理解できかねるんです。

次に行きます。震災からずっと所得の調査をしていますけれども、我が町は震災からずっと200万円の所得の人が78%もいるんです。それで、これからもその水準がずっと続くのかなと思われますけれども、現在の最低賃金、宮城県の最低賃金が920円ぐらいだと思うんですけれども、

ども、最低賃金御存じの商工課長さん、お願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 従来からね、及川議員ね、200万円の所得の方が七十何%ってお話ししておりますが、そのデータはどっから持ってきたデータなんですか。うちのほうで調べさせていただきましたけれども、そういうデータはもうないんです。どっからそれを引き出してきて、200万円の70%という話がなるのか、まずそこの根拠をお示しいただきたい。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 担当課から毎年出していくいただいております。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 今、議員おっしゃったそのデータですけれども、多分大分前から、当課のほうにおいて、課税状況の調というもののデータを提供しているものと思われますけれども、先ほど来おっしゃっています200万円の方が78、七十何%、7割とおっしゃってますけれども、それはあくまでも課税標準額のことでありまして、実際の所得が200万円以下というわけではございませんので、例えば400万円、500万円の所得というか収入があって、そこから扶養者が何人いて、それで最終的に住民税の課税標準額が、例えば190万円ですとか180万円ですとか、そういうふうにあくまでも課税標準額が200万円以下ということですので、特別南三陸町が極端にそういう割合が高いとか、そういうわけではないと考えられますので。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 課税標準額だから、経費を引いた額になることは分かります。おおよその200万円とすると、300万円から400万円の収入の方というような概算ができるわけですけれども、そのデータに基づいて話していますから、どこから持ってきたとか、そういうことはないので。（「受け止め方が違う、方向が」の声あり）

では、次の2点目に入らせていただきます。水産業に対する町の底上げに移ります。

先月、私たち委員会では、歌津、志津川、戸倉、3漁協の正副運営委員長さんたちと職員の方も御一緒でしたけれども、お話しをいただきました。やはり今後の水産業に危機感を持たれており、原発風評被害もありますけれども、海水温変化による魚種の低迷が生産性の影響を左右していると話されておりました。このことにどう対処していくのか、お考えをお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど言いましたように、ちょっと数字だけお話しさせていただきますが、市場の水揚げ金額ですが、令和元年度は75億円、令和2年度が50億円、令和3年度が51億円、令和4年度が69億円、約70億円、昨年が65億円ですので、そんな及川議員が言うように、どんどん衰退しているという数字では決してない。ほぼ横ばい状態で推移をしているというのが現状でございますので、まずそこから認識をしっかりと持っていただきたい、御質問をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、私のほうからは町民税の推移、その辺を紹介させていただきます。

22年度、これは震災前の年です。これが、町民税が4億8,000万円。それから次の年は震災でした、23年は。がくっと半額になって、2億3,400万円。30年度が大分持ち直しまして、6億2,000万円。ここがピークだと私的には認識するわけですけれども、その後令和2年、5億2,000万円。それから令和3年、これが5億円。令和4年、これは5億円ということで横ばいになっております。そういうことで、今年の分が出ていると思うんですけれども、速報で。

○議長（星 喜美男君） それは水産業者のあれですか。町民税ですか。

○8番（及川幸子君） 町民税から見えてきた、横ばいだっていう。

○議長（星 喜美男君） 水産業者ですか。

○8番（及川幸子君） 全体です。今、町長も横ばいだって言っていますので、それとイコールになるということです。

昨日の地元紙の新聞に、ホヤが高い海水温影響のため死滅、生育遅れて水揚げ不振、ホヤビンチという一面に大きく載っていました。水産の町が危機感を持って取り組んでいかないと、大変な状況になると私的には思います。

以前、私が女川原発から7度高い水が流れることを話したら、町長は1度ということを話されました。その後、確認はなさっているでしょうか。お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 及川議員、あんまり脱線しないようにお願いしたいと思います。今水産業の質問をしているのに、町民税の金額をここで申し上げられても、水産業と全く関係ない話になりますので、全くってことじゃないけれども、関係ないんで、そこはひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

水温の関係で、一番の根幹は何かといったらば、いわゆる親潮が沿岸沿いに寄ってこないと
いうのが一番の問題。黒潮が強くて、黒潮がどんどんどんどん沿岸部に来てますので、冷た
い水が、海水が沿岸部に寄ってこないということが一番の根幹の問題でございますので、こ
こはなかなか宮城県とか含めていろいろ話しているんですが、基本これは自然界の話ですの
で、我々の手に及ぶところではないということですので、そこがそれを原因だからどうにか
できないのかというようなレベルの話ではないということだけお伝えしておきたいと思いま
す。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 私たち女性議員は女川に行って、7度高い水が流れるということを確認
しているんですけども、昨日の新聞にも出ていました。南三陸町、当町では4度から7度
上がっているそうです。このことは、これから町の税収にも大きく響きますので、漁民の
皆様とともに、皆さんのお知恵を借りて絞っていただきたいです。

我々総務産建委員会でも、この水産業、衰退危機を乗り越えるためにも、水産試験場に出向
き、調査研修に努力するつもりであります。ですので、皆さんで知恵を出し合って、この大
変な時期を乗り切っていきたいと思っております。もし何かいい知恵がありましたら、ホヤ
も駄目、何も駄目ってあるってると漁民みんな仕事離れして、税収にも私的には響くと思わ
れるんです。その辺いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろ知恵を出してということは、これは少なからず水産関係の皆さ
んを含め、県の漁連の皆さん方といろいろお話ししておりますが、先ほどお話ししましたよ
うに、この海域、例年、昔より4度から7度、そのとおりなんです。4度から7度の水温が
上がっているということですね。これがこの地域の水産業の今大変難しい局面に直面してい
る問題はここに尽きるんですよ。

さっきも言ったように、海流、これが今の状況の中ですと、なかなか水温が下がるという環
境にはないということですので、手をこまねいているわけではございませんが、じゃあそれ
にどう対応するんだということについての対応策というのについては、これ正直持って、も
うお手上げ状態です。

こういう状況ですので、あとはよく各地域でお話というか、いろいろ取り組んでいるのが、
陸上養殖をしなければいけないとか、そういう様々な手段を講じながら、海の海水温の上昇
に対応するために、基幹産業である水産業をどうしようかということで、皆さんが取り組ん

でいらっしゃっている。この南三陸町でも、ウニとか、それからギンザケ、トラウト、こういうものの陸上養殖で活路を開こうという取組を今しているわけでございますので、そういった全般を見ながら御議論をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 次に、3件目に移ります。

商工会は個人事業者に対してどのような支援をしているのかということは、先ほども若干聞きましたけれども、その現状を把握しているところで御説明願います。

新聞報道では、能登の被災地で、南三陸町福興市でかなりの売上げがあり、地元に全額寄附したと報じられていましたので、私からもこの場をお借りして、御礼申し上げさせていただきます。ありがとうございました。

その辺、商工会さんの把握している分、再度お伺いいたします。（「何聞きたいの」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 分からない。答弁できますか、課長。商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 商工会の取組ということで、先ほど町長答弁の中にもございましたけれども、主に商工事業者、会員さんへの巡回指導、こちら661件、それから窓口の指導、こちらが763件となっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 巡回指導661件、窓口指導763件、この中は全て個人事業主さんが入っているのか、この中で巡回指導した中で、どのような要望があったのか、その効果と分析をしているんであれば、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 一つ誤解ないようにお話ししておきますが、商工会の加盟している会員は、個人事業主だけじゃなくて法人事業主も入っておりますので、全て個人ということはございませんので、御理解をいただきたいと思います。

それから、今の御質問の内容でございますが、基本的には巡回指導、それから窓口指導等によりまして、ある意味このコロナ禍の中にあっても、事業を閉鎖しないで継続して進んでこられたということについては、まさしく商工会の様々な補助制度、助成制度、そういったものを説明をしながら、そういう制度を活用していただいて、現状として皆さんに営業を継続していただいているということが、多分一番大きなのはその辺だろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 毎年やっていると思うんですけども、その分析した結果を再度お伺いします。効果。今町長では、個人事業主でなくて法人事業主も461事業の中には入っていると言うんですけども、それを個人と法人とに分けた場合の比率とか、そういうものの中でどういう支援が必要だったのか、どういう事業に多く使われたのかということをお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） この六百数十件の相談の内容ですので、本当に各事業者様、事業の規模によっても相談の内容は様々であります。ただ、一つ大きな商工会の指導の内容としては、それぞれ事業者さんに事業計画策定の支援というのを行っております。やはり全般、今このような状況の中で事業を継続するに当たって、どのように進めていったらいいのか、その中には例えば補助制度の説明であったりとか、事業承継の問題であったりとか、そういうことに多岐にわたってくるのかなと思います。

それから評価については、こちら商工会のほうで経営発達支援計画というのに基づいて、毎年度事業を計画しておりますけれども、これについては毎年度、事業評価委員会、私も含め事業評価委員が集まって、大体三十数項目になりますけれども、一つ一つ分析、評価を行って、次年度の計画に反映させているというような状況ですので、この事業内容については隨時共有をさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） もう1点お伺いします。

この461事業の中に、個人と事業者が、個人以外の事業者がいると思いますけれども、個人は、この461のうち何割いるのか、ざっくりでいいですでお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） すみません、ざっくりで申しますと、約半々ぐらいになっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 半々ということですので、であればその半数の人たちが個人ということなんですけれども、今個人の事業主さんの方は、困っていること、支援してほしいこと、そういうことは何であったのかということをお示しいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） アンケートの調査結果の中では、やはり一番は資金繰りの部分

が多いように伺っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） やはり資金繰りですね。その辺はどのような、商工会として資金繰りの手立てというか、やっているのか。そういう資金繰りが大変な個人の人たちにはどういうアドバイス、支援をしているのか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 1件1件の商工会からの指導内容については、すみません、今現在把握しているところではないんですが、その後、役場のほうにつながる情報としては、やはり融資の紹介であったり、それから町以外の類似の制度の紹介というところになっていくものと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） この半々といった中に、半分の方たちは個人で資金繰りが大変で、町のほうに、商工会さんのほうから町のほうにそれをつないでいくという理解でよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私も昔商工会の会長やっておりましたのでお話ししますが、事業主と、それから商工会の相談員が話したことについては、これは秘密なんですよ。これ漏らせない。それぞれの信頼関係の下にお互い相談をしながらやっておりますので、それをいちいちどの企業からどういう相談を受けて、どういうふうなという内容を、これは伏せなければいけないということになっておりますので、今及川議員が聞いていることについては、まさしくそういうふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 私は何も守秘義務まで入っているとは思っておりません。その方が、半数の方々が、多くは資金繰りだと言っていますので、商工会で資金繰りまで支援できないんであれば、それはどこにつないでいっているのかということを伺っているだけだから、それが個人情報とか、そういう守秘義務になるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 商工会として、今国民金融公庫でなくて何ていうんだっけ。国民金融公庫でなくて何だっけ、商工会で紹介するのは。何だっけ。（「政策金融公庫」の声あり）政

策金融公庫。政策金融公庫とか、それから役場にも資金がございますので、そちらに紹介をするということですので、それ以上の内容については、我々としては把握できかねるということですので、御理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） では、昨年の実績でよろしいですので、この半数の人たちが、その融資をもらうために、半分の人たちのうち、資金繰りで融資のほうに移動された方々はどのぐらいいいいらっしゃるのか。要は、それによって個人の人たちが助けられたとか、事業が継続できたとか、そういう結果があったのかどうかということです。商工会にも多額の補助金を出しているから、それを使ったり、また町につないだりして、そういう人たちが恩恵を受けて事業が継続されているのかどうかということを聞きたいんです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） さっきも私お話ししましたように、コロナ禍の中で大変な中にあっても、事業を継続していただいているということが、結果としてそういうところにつながっているということだと思います。

それから誤解しているようですが、何か事業主の半分が融資を受けているようなお話をしておりますが、そういう事実はございませんので、その辺は誤解のないようにお願い申し上げたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 事業主が半分が融資を受けているって私は当然思っていませんよ。

（「個人事業主が半分と法人事業主が半分って言ってたので」の声あり） その中の半分ずつが資金繰りに困っている人たちだっていう説明あるから。 （「それが個人事業主って誰か言った。言ってないでしょ、誰も」の声あり） 個人事業主が半分、この半々の中に、資金繰り…… （「割合として半分半分だけれども、融資受けているのが個人事業主だって誰も言ってないよ。誰言ったそんなこと、言ってないでしょ」の声あり） 半分の人たちが個人融資を考えている人がいるっていうので。 （「そんなのは言ってないです」の声あり） その辺、じゃあもう1回説明願います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども、今もちょっとすみません、手を挙げてしゃべればよかったです、個人事業主が半分というのは全体の会員の中の割合として2分の1、2分の1、ざっくりこれぐらいだろうねって話しているだけであって、個人事業主だけが融資を受けてい

るわけではございません。法人も受けていますから（「もちろん分かります」の声あり）まあ、分かりました。

○議長（星 喜美男君） 言っていることはね、半分の中の一部の人が融資を受けているという話なんです。（「そこをもう一度」の声あり）商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 資金繰りの問題については、先ほど調査の相談の中で、どのような相談が多いかという御質問でありましたので、傾向として資金繰りという相談が多いですというお話をさせていただきました。

ただいま町長申し上げましたとおり、融資の件については、個人、法人問わずに、町のほうに紹介のあった前年度の実績としては32件ございました。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 32件があったということです。もちろん法人の人たちは、いろんな事業、補助事業を使えるからいいんですけれども、私は危惧しているのは、本当の個人の小さい1人ずつでやっている人たちが資金繰りに困っているとき、すぐそういう支援の手が届くような、そういうふうな商工会の補助制度があるのかどうか、それにどのぐらいの人が該当して、仕事の継続ができるのかということを心配だから聞いてたんです。

だから、それが商工会に多額の補助金を出しているので、その利用の仕方ですね。小さい人たちが、本当の個人の人たちが、この補助金の中から少しでもその手だてになるような支援があればいいのかなと思うので聞くわけなんです。

この32件ということは、全体を含めての32件、くどいようすけれども、32件なのか、個人の事業者の中の32件なのか、再度お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 根本的に考え方がちょっと間違っているんですよ。商工会に対する補助金というのは、融資のために補助金出したわけじゃなくて、商工会の運営補助ということで補助金を出しているわけであって、それは融資とは一切関係ございませんので、そこはひとつ誤解のないようにお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 誤解のないようにとおっしゃいますけれども、融資をしているんだったら、融資するためにスライドさせているということ、先ほど担当からお伺いしました。金融公庫なり役場なりということで、スライドさせていると。それが32件という理解でよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 全く誤解です。物事の考え方そのものが根底から違うんです。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） まず、個人事業主です。再三言いますけれども、商工会に多額の補助金を出しているその効果を私は知りたいわけです。個人事業者にもそういう分配が行くということを聞いたらそうではないよということなので、それは理解しましたけれども、多額の額を出しているから。

それと、それから窓口業務、事業が763件ということなんですけれども、その763件の窓口の対応ということで、これらの内容ですね。どういう支援が必要だったのか、どういう内容だったのか、再度お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 一番分かりやすく言えば、商工会に補助金を出しているということについては、基本的には商工会の会員をしっかりと守っていくということだと思います。商工会の会員を守るというのはイコールどういうことかというと、今商工会の会員の中での雇用を支えていただいている部分というのは、4,800人ぐらいです。町内的人口の約半数近くが、商工会の会員の中の事業主に雇用されているということですので、言い方、ちょっと簡単な言い方すれば、町内の町民の半分近くは、商工会の加入会員の従業員ということになりますので、ほぼ雇用を支えているのは、この南三陸町の商工会の事業所が支えていると言っても過言ではないんです。

ですから、それほどある意味南三陸町の経済の中心を担っていただいているのが商工会ということになりますので、その辺は十二分に御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 十分理解いたします。

その中で、763件の窓口の相談事があったとおっしゃられましたけれども、それはどのような、こまくでなくていいですので、お答え願います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 巡回も窓口も、職員が出向いたか来ていただいたかという違い

なので、相談の内容は大きく変わりません。よろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） だから巡回の中の資金繰りが多かったということなんですかけれども、まさにこの窓口の763件のうちに、そういう内容が多いと捉えてよろしいんでしょうか。その辺、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 主に傾向としてというふうに捉えていただければと思います。

それから、先ほど来のお話ですけれども、商工会への補助金で行っている事業については、法人向けだけではなくて、商工会員、すべからく皆様への相談業務を行っておりますので、そこは区別なく行っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） では、もう1点お伺いしますけれども、先ほど町長に、会員が4,800人ということは、かなり大きな人数だと思いますけれども、会員は461事業で、雇用主が使っている人が4,800人の雇用があるということでした。その461事業は、震災後上がってきたことは私的には思うんですけども、この推移ですね。震災後の会員の人数、それはどのように推移しているのか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） すみません、今震災のときに被災のあった事業者数の資料を手元に持ってきておりませんので、それについては後ほど報告させていただきたいと思います。ただ、推移としては、被災して減少しましたけれども、現在増加の傾向にあります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 増加の傾向にあるということはいいことだと思います。会員が増えるということ、減るというよりも増えるということは、会が大きくなる要因の一つだと思いますので、今後ともこの辺に御尽力されていただきたいと思います。

次に、4点目に入らせていただきます。

町の未来を考えると不安だらけです。今後の未来に向かって、俯瞰的にどのような施策を考えておりますでしょうか。

最後になりますけれども、その辺と、先ほど言い忘れましたけれども、人口減少課題、シルバー支援などをお伺いしましたけれども、そのほかにもあると思われますので、最後にこれをお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分ね、今の南三陸町内の事業主の一番の課題は人材だと思います。雇用をどう確保するかということについて、大変皆さん頭を痛めているというところですので、こういった問題が多分大きく企業経営に対してはなってくるというふうに思います。

先ほどもお話ししましたように、国内のいわゆる就業人口、これ随分落ちておりますので、基本外国人の方々の技能実習制度等について、これからも勉強会をしますし、これまで外国人の技能実習の方々に町内においてをいただいておりますが、これが非常に厳しいのは、円安になりまして、これ各国でそういう状況になっておりますので、奪い合いという状況になっているということですので、大変日本のこの円安というのが、そういう外国人雇用を雇うということについても、非常に足を引っ張っているという状況にあるというのが、多分一番の問題はそこにあるんだろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 次に、2件目に入らせていただきます。2件目、町内の道路網整備等について。

1点目、歌津駅から吉野沢に通じる道路、通称伊里前上団地に交差する道路が急勾配で危険であります。特に冬は凍ると停止できなくなる事故につながり、早期解消をすべきではないでしょうか。

2点目、同じ場所に下水管や水道管が埋設されております。以前より、常時水漏れがあつて、これが原因解明をすべきと思いますけれども、水道管ではないということを話されていますけれども、その原因解明をしたのかどうか、お伺いします。

3点目、その同じ三差路、あそこ三差路になっているわけですけれども、伊里前上団地の立て看板がなくて、吉野沢団地まで行き過ぎて戻る人が多くいるようです。ぜひ、看板を設置すべきと思われます。

4点目、トンネル内の路肩で自転車通学の児童が転倒した事故があり、片側だけ舗装されました、いまだ片側は砂利道なので、舗装にすべきと思われます。

5点目、通学路と落沢線の関係をお伺いいたします。

6点目、稻渕の基盤整備内にある道路は、震災後自力再建で高台移転した方々が使用しております。しかし、砂利道なのですぐ掘れてしまいます。ここは生活道路なので、舗装改良すべきと思います。これが町道なのか、農道なのか、基盤整備の道路なのか、併せてその辺もお伺いいたします。

7点目、有事の際、さんさん商店街の国道渋滞が妨げになり、避難が困難になる。対策を講じていただきたいと思います。

以上、7点お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長より発言したい旨の申出がありますので、これを許可します。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど及川議員の御質問の際、最後に私ちょっと不適切な発言をして議会の品位を汚したと思いますので、それ以下という言葉を使いましたが、これは私の思ってもいないことを発言をしたということでございますので、訂正をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ただいまの町長の申出のとおり、この発言を取り消すことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。したがって、この町長からの発言は取り消すことに決定いたしました。

先ほどの答弁の保留があるので、商工観光課長より発言を許可します。商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 先ほど御質問のありました震災前、現在の事業者数の関係ですけれども、震災直前、562事業者数ございまして、そのうち被災された事業者が470、そこから再建、それから新規含めまして、現在の数字になっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君の一般質問を続行いたします。佐藤町長、答弁お願いします。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目の御質問です。

町内の道路整備網等について答弁させていただきますが、7点のうち5点目を除く部分について、お答えをさせていただきます。

初めに質問の1点目です。町道石泉線と峰畠線の交差点の改修についてであります。当該交差点は、町道石泉線に対し峰畠線が急勾配で接続されている現状は、当然把握はしております。地区からも同様の要望があります。現時点で実施可能な対応として、昨年劣化した停

止線及び外側線の修繕や、冬季においては、直近に融雪剤設置ボックスを設置するなどの安全対策を講じております。現状を道路構造令等の基準に従って改修しようとした場合、石泉線をかさ上げ、もしくは大きく法線を変更するなどの大規模な改修が必要となることから、実現可能な安全対策として、注意喚起看板の設置や滑り抵抗性を有する舗装材料を使用するなどの対応を検討してまいりたいと考えております。

次に質問の2点目ですが、同じ場所に常時水漏れがあると、原因を解明すべきではということですが、かねてより残留塩素検査や音響調査等、複数回検査を行っているところであります、そのたびに水道水でないことは確認をしております。また、下水道管についても異常はなく、さらに1.8メートルの埋設深に位置をしているため、下水が地上に染み出ることもないというふうに思います。御指摘のとおり、現場は急勾配で交差する場所ですので、地下に浸透した雨水等の地下水が集まって地上に出てきたものと考えております。

次に御質問3点目、伊里前上団地の立て看板の設置についてであります、町では平成30年度から、防集団地の入り口案内用とした看板設置事業を実施をいたしました。設置を希望する防集団地に、それぞれ1基の案内看板を整備いたしました。歌津中学校上団地につきましても、この看板設置事業によりまして、町道港橋線の進入口付近に案内看板を1基設置しております、設置等に当たっては地域の意向を踏まえ、場所や表示名称などを決定し、行政区長の立会いの下に整備をしてきたものであります。

歌津中学校上団地以外にも、防集団地への入り口が複数ある団地もございますが、こうした状況を踏まえながら、地域と相談をしながら案内看板を整備をしているもので、町として1団地に複数の案内看板を設置することは予定はしておりません。

次に4点目の質問ですが、トンネル内の路肩の舗装についてであります、過年度にトンネル内の路肩で自転車通学の児童が転倒した事故を受けまして、幅員が狭く、実際に転倒事故が発生した側の路肩の舗装工事を実施いたしました。反対側の路肩については、幅員1.3メートルを有する幅広路肩になっておりますので、現状の砂利舗装でも安全に通行可能と判断し、舗装は実施をしておりません。引き続き学校、教育委員会及び交通管理者との通学路合同点検などを通じて、情報を共有しながら必要に応じた対応を行ってまいりたいと思います。

次に質問の6点目になりますが、稻渕の基盤整備内の道路の舗装改良についてであります、復興基盤整備事業により整備された地区内の道路は、あくまでも圃場からの農産物の搬出、出荷や市場への輸送、農業機械や肥料の圃場への搬入など、農業利用を主目的に整備された農道であります。路面の補修などの維持管理は、必要最低限の範囲で行ってまいりますが、

町として当該道路を舗装する考えはありません。

次に質問の7点目ですが、これ再三再四にわたって答弁しておりますが、改めて答弁しますが、さんさん商店街の国道渋滞発生による避難の困難への対策ですが、本件における有事の際を地震津波災害等と捉えてお答えをしますが、これまでに議会においても同様の答弁をしておりますが、町は地域防災計画に記載していますとおり、高台まで距離があり、やむを得ない場合や、要配慮者の避難等といった特別な事情がある場合を除き、原則徒歩による避難をすることとして周知をいたしております。徒歩による避難が実施されることによりまして、津波災害発生時における交通渋滞の緩和につながるものと考え、町防災訓練の際も徒歩避難を行っているものであります。

災害発生時においては、自分自身の安全を確保できる場所へ、安全な方法により避難行動を取ることが重要だということを、今後も周知をしていきたいと思います。

御質問の5点目につきましては、教育長から答弁をさせます。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） よろしくお願ひいたします。

それでは、私から及川幸子議員の御質問の5点目、通学路と落沢線の関係についてお答えいたします。

落沢線は歌津中学校と伊里前小学校の学区内を通っておりますが、歌津中学校では、現在通学路として使用している生徒はありません。伊里前小学校では、自転車通学をしている児童が通学路として使用しております。学校からは、道幅が狭くなっているところもあるが、通学に支障を來していないという報告を受けております。

教育委員会といたしましては、今後も毎年行っている通学路合同点検で、危険箇所を把握し、関係機関との連携の上、児童生徒が安全に安心して通学できる環境を整えてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、回答いただきましたけれども、深掘りさせていただきます。

まず1点目、よく御答弁いただきました。その中で、以前ダンプが滑って停止できなくなつて畑まで突っ込み、その後2台がそのダンプにぶつかり、その事故対応に来た警察車両も滑って半壊したという事故がありました。そのことを聞いたとき、またあの状況下で、雪や雨で地面が凍ると同じ事故が起きる想定されます。

ただいまの答弁ですと、融雪剤などを置いて、当分の間改修が無理だから、融雪剤などで対

応していくということが話されました。ただ、また事故があると、道路管理者が損害賠償責任を問われることになるんではないかなということが、余計なことだと言われればそれまでなんですけれども、道路管理者、町道ですから、そういうことになると大変でないかなと思われる所以、まず何とか即石泉線をかさ上げして、勾配が緩やかになる方法をということで言わせてもらいましたけれども。町長から答弁いただきましたけれども、建設課長はあそこの住人だから、こないだ聞いたら二階堂のほうを通っているということなんですけれども、歌津駅から通って、あそこは篤と御存じだと思いますけれども、個人的にそこの見解をお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、個人的な見解のほうはちょっと控えさせていただけます。

答弁にもございましたように、急勾配ということは認識をしてございます。ただ、やはり局部改良等々、補助事業というのはなかなか難しいというのと、あと単独費ということになりますので、かなり大規模な、費用も相応に要するということもございまして、確かに望ましい形とはなっていないかとは思いますが、それにつきましても注意喚起の看板であったり、滑り止めの抵抗のある舗装を使ったりということで対応を検討してまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 社総交補助事業などを使えないものでしょうか。その辺いかがでしょうか。大分、志津川のほうはそっちこっちで社総交事業を使いながら建設しているとか、新たに建設している道路もありますけれども、その辺お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほども申し上げましたとおり、なかなかこういった局部的な改良となりますと、やはり道路構造令に基づいて道路云々というような話もございますし、なかなか今回のような場合だと、どちらかというと新設改良というよりは維持管理の範疇じゃないかという判断をされるのが、何といいますか、通常といいますか、そういった判断になりますので、どうしてもやはり今の現状だと、改良しようとすると単独費になってしまふという現状でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今後も心配が残るところですけれども、次に移らせていただきます。

2番目なんですかけれども、水漏れということを下水、それから水道でもない、地下水があふれているということなんですかけれども、これが自然現象だからね。そのままほっておくと、いずれ冬場、暖冬になるか、その辺は分からんのですけれども、今後もそんな危険を伴いながら生活していかなきやないんでなかろうかなということを肝に銘じて、周辺の人たちにはお答えしたいと思います。

それから3番、団地に看板がないということですかけれども、地域の区長さんから要望があればできるのかどうか、その辺。先ほどは地域からというお話をありました。そこをお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

先ほど町長から答弁させていただいてございますとおり、当時の設置に当たって地域の御意向を踏まえて、場所の選定等をさせていただいているといったことでございますので、今後含めて、地域から改めての御要望があったとしても、現段階ではそういった町としての設置の予定はないといったことでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ついでなんですかけれども、それと吉野沢団地入り口、あれから300メータートンネルくぐっていくと団地があるんですけれども、そこにはずっと吉野沢団地入り口と書いてある設置があるんですけれども、何十年もたっているので、その看板は日に焼けて真っ白で何も見えないです。裏を返してみると、裏はちゃんと吉野沢団地入り口とあるんですよ。だから、あの辺の管理というのは、団地がやっているのか町で設置したものなのか、その辺御答弁願います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） この震災に伴う防集団地ではなくて、旧歌津町で整備された吉野沢団地という形だと思いますけれども、直接に現段階で、例えば当課が財産管理といった部分で管理をしているといったことはございません。そのときに、その当時に設置をどこが、きっと整備されたのは町なんだと思いますけれども、団地自体は。その後にその自治組織なりに委ねているかどうかといったことについては、現段階では確認するすべは実際はないといったことになります。町のほうで直接の管理といったことはいたしてございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） であれば、地域のほうと相談して、あれを何らかの対策をするというこ

とになりかねないと思うんですけれども、それでいいですか。町は関与しないということで。これからの対策として。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 今後といったお話でござりますれば、行政区長さん等といろいろお話をさせていただいて、何かしらの対応策があるのかといった部分は検討させていただくといった形になろうかと思いますけれども、現段階で日焼け等に対してどういった対応を取るかといったことは持ち合わせていないといったことでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 看板が看板の役目を果たさないという状況なので、これは至急確認して、今後の対策を取っていただきたいと思います。

それから次に、トンネル内の歩道ですけれども、1.2メートルですか、広い歩道だからしないということなんですけれども、どっちも砂利道なんです。砂利道だと自転車、小学生の自転車、砂利でハンドルを取られるので、また転倒することがなりかねない状況があるから私は言っているんです。こんなもんで、当局は1.2メートルの歩道があるから大丈夫だと言いますけれども、この辺もう一度お願ひします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） トンネル内の砂利道といいますか、未舗装の部分でございますが、こちらの箇所につきましては、議員も現地のほうを御確認いただいているので、私のお話御理解いただけるものと思っておりますが、まだ未舗装の路肩の部分については、そのトンネルの前後、町道といいますか、自転車等が通れるような状態になっているでしょうか。なっておりません。ですので、逆にここを舗装することによって、舗装することはやぶさかではないんですが、これを舗装することによって、この先も道路があるものという感覚で通ってしまいますと、その先は道路がないというような状況にもなりますし、それと今現状、砂利道ということではあるんですが、大分ちょっと締め固められておりまして、通常自転車等で歩いても支障のないぐらいの密度を有しているということもございまして、今御説明申し上げました事項をもって、むしろ舗装をすることによって危険な状態になるというおそれもあるということもございまして、舗装をしていないというような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 時間がないので飛ばしますけれども、次6番目、白松線沿いの基盤整備の道路ですけれども、先ほどお伺いしましたら農道だということなんですけれども、ここは

農道なので舗装しないということなんですけれども、震災後高台移転している家庭があるんです。そうした中、農道であっても町管理なので、毎日通っているもので凸凹がございます。その改修、砂利、それらをしていただきたいので、舗装ができないんであれば、それをやっていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 必要な範囲において補修等は行ってまいります。舗装という件につきましては、これは県のほうでやっていただいたということになるんですが、圃場整備のほうの板橋工区ということで整備のほうを実施していただいております。そういう関係もございましたし、なかなか国費等も入って整備をされているというところもありますので、なかなか手が出せないというのが一つと、そもそもの位置づけが、確かに現状生活道でお使いになっているんだろうなというのは容易に想像がつくわけではございますが、整備の目的が農道として、農業用の道路として整備をした路線でございますので、その辺は御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） では、7番に移らせていただきます。

有事の際、祈念公園周辺がさんさん商店街の国道渋滞が妨げになり、避難が困難になるおそれがありますということで質問したわけですけれども、昨日4番議員が高校の通学路の道路改修を質問されました。以前私も悪路と迷路なので質問した経緯がありますので、現場を確認してきました。まさにそのまま悪路で、水たまりがあり掘れておりました。そのとき、その場所で災害に遭遇したら、どこに逃げるだろうと考えたとき、地の利が分かっていても徒步避難が考えられませんでした。先ほどの答弁で徒步避難ということありましたけれども、観光客の方はなおさら車を駐車場に置いて、徒步避難はできないと思いました。地の利が分からぬがゆえに。そうしたとき、公園内の道路、通路というか、車止めがある、この前私聞いたとき、何たらって言われたんですけども、忘れてしましましたけれども、それを外していたほうが、両方向から国道に上がるから外しておいたほうがいいのではないかと思いました。

それから、何度も言いますけれども、上の山に上がり、小学校に避難させたほうが安全で避難所に行けると思います。それについても、上の山から避難所まで歩くだけの道路整備が必要と考えますけれども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） あくまでさんさん商店街というふうなところで絞ってお話をさせていただきたいと思うんですけども、観光地というところでは、人が密集して集まってきたので、そういういった密集した人が一挙に逃げる分、渋滞も起こりやすいというふうなことは想像できるかと思っております。したがって、車の利用というのは一段と慎重に考えなければならないというふうに思っております。当然ながら、落下物とか道路の損傷、あとは家屋の倒壊もあるかもしれません。そういう中で、ますます車で逃げると渋滞が起こるというのは想像に明るいと思うんですけども、したがって、訓練の際も観光協会職員、あとはさんさん商店街の従業員も含めて、徒步での避難を呼びかけるというふうな訓練をしているところでございますので、現状町長答弁のとおりでございます。

ただ、当然逃げ遅れる方もおりますので、そこは上の山に避難というふうな選択に関しては、原則小学校でございますけれども、その選択肢はないわけではないと。ただ、あくまで原則は小学校というふうな認識でいるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 原則小学校、避難する場所、避難所になっていますから、そうなるわけです。こうした場合、国道を小学校に避難するという計画でした。国道は護岸と同じ高さなので、護岸から水があふれたら大変な状況になるわけです。

こうした場合、上の山に一旦高いところに上がっていれば、そこから避難所に行けるわけですから、これはぜひ小学校に、避難所に行く道、人が歩けるだけの道でもいいですので、整備しておくべきだと私は考えますので、この辺検討していただきたいと思います。それについていかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 現状道路を新たに整備するという計画はございません。ですから、先ほどお話ししましたけれども、今津波というお話ありましたけれども、地震があつて、津波が到達するまでの間で、十分に歩いて、徒步で避難する時間はあるというふうに考えておりますし、そこを車でもどうぞというふうなことを言ってしまうと、当然渋滞というのは起こりますので、そこはあくまで答弁にもありましたけれども、要配慮者以外に関しては徒步というふうなことで、警察とも協議をしているというふうなところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 道路を新しく造るとそれなりにやはり金がかかります。3.11のとき、なぜあれだけの人が上の山から小学校に抜けたかというと、あそこ道路ないところを皆通過し

て行ったんです。ですから、新しく造るんではなく、そこを刈り払いして通れるだけの準備をしておくべきだということ。新たな道路でなくて、常々刈り払いをして、そこを抜けられるというふうな。3.11のときみんなあそこ通って助かったんですよ、避難所に行って。そういう現実がありますので、そこを草刈りでもして、上の山から避難所に行けるという計画を持つてもらいたいということです。

徒歩避難といいますけれども、観光客、地元の人は毎年訓練しているから徒歩避難すると思われます。しかし、観光客、いざとなると人間の心理からして、早いもので逃げようというのが人間の心理だと思うんです。徒歩で徒歩でって歩いて、それは分かりますよ。地元の人は毎年訓練しているから。訓練してでき、3.11のとき訓練どおり行かなかつた、そういう経緯があります。

そういうことから考えても、やはり安全策で、上の山から草刈りして、そこを避難所、中学校に抜けるという道を常に、新しく造らなくても刈り払いしておくべきでなかろうかなと、そういうことを言いたいわけです。いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 及川議員ね、前提が違っているんですよ。上の山公園から小学校に避難したのは、これ事実です。なぜそうなったかというのは、あの場所は震災前は指定避難所になつておりました。したがつて、指定避難所ですので、皆さんがあちらのほうに逃げて、危うい状況に陥つたということです。しかしながら、もうあそこはもう指定避難所にしておりませんので、基本は志津川小学校が指定避難所ということに変えております。したがつて、避難所に御避難をしていただくということが、町の方針として、地域防災計画含めて、これを決めているわけでございますので、3.11のあそこは逃げて助かったって、それは繰り返しますけれども、もうあそこは指定避難所にしておりませんので、そこはひとつ誤解ないようにお願いしたい。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 私からも言わせていただきますと、指定避難所、上の山でないということは分かります。ただ、指定避難所が小学校なので、そこに到達することができるということです。高台から。能登なんかも何分、5分、3.11は三十何分かかりましたけれども、余裕があつたけれども、もう能登なんかは5分、すぐきました。そういう状況も考えなきやならない。何分で来るという決まりがないです。自然の猛威は恐ろしいです。だから一旦は上の山に上がって、そこから小学校の避難所に逃げたほうがいいと私は思います。それは私の考

えです。そこは言わせてもらいます。

それから、次に時間がないので、次に移らせていただきます。ヤングケアラーへのサポートについてです。

1つ、1点目、以前のことについて質問した際、教育長答弁は把握に努めているという答弁でした。その後の状況と、現在ヤングケアラーのお子さんがいるのかどうか、状況をお伺いいたします。

2点目、町、地域など連携して対処しなければならないことですけれども、教育委員会と保健福祉課は連携しているのか、また、どのようなサポート支援を今後考えているのか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、3件目の御質問です。ヤングケアラーへのサポートについてお答えをさせいただきますが、私は2点目についてお答えをして、質問の1点目及び2点目については教育長から答弁をさせます。

まず御質問の2点目、教育委員会と保健福祉課の連携等についてお答えをさせていただきますが、町では要保護児童の早期発見や、支援が必要な児童等への適切な支援を図るため、児童福祉法に基づく南三陸町要保護児童対策地域協議会を設置しております。本協議会の構成機関は、教育委員会事務局、各小中学校、民生委員、児童委員、人権擁護委員、児童相談所などであります。保健福祉課がこの調整役を担っているということであります。代表者会議や実務者会議、ケース会議を適宜開催をしておりまして、対象児童に係る情報の共有や支援方法を検討しながら、関係機関の連携による見守りや声掛け、保健師や社会福祉士等による家庭訪問や福祉サービスへのつなぎなどを行っております。

今後におきましても、ヤングケアラーをはじめとする支援が必要な児童については、状況や課題を丁寧に把握しながら、必要な支援につなげてまいりたいと思います。

続いて、教育長から答弁をさせたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） それでは、私から及川幸子議員の御質問の1点目、その後の状況等についてお答えいたします。

各学校では、児童生徒の様子を日常的に観察し、教育相談や家庭訪問などを通して、個々の家庭環境を把握しており、教育委員会としましても、各学校からの毎月の生徒指導月例報告を通して、実態の把握に努めております。

町内において、家事や家族の世話をしながら学校生活を送っている児童生徒が見られる状況もゼロではなく、今後も注意深く観察と実態把握を継続していきたいと考えております。

最後に御質問の2点目、教育委員会と保健福祉課との連携等についてお答えいたします。

社会環境の変化に伴い、児童生徒の抱える問題が複雑、多様化していることで、学校における対応は多岐にわたっており、福祉など関係機関との連携の重要性が増してきております。ヤングケアラーだけでなく、課題を抱えた児童生徒に対する支援につきましては、心理士の資格を持つスクールカウンセラー、社会福祉士などの資格を持つスクールソーシャルワーカーを活用することで、教育的な視点からだけでなく、心理、福祉の各専門的視点からチームとして役割を分担し、また、ケース会議などの機会を通して、保健福祉課と情報を共有しながら連携して支援に当たっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 家庭訪問と実例報告ということが、教育長から今話されました。その中で、今後ともゼロではないという言葉をお使いになられておりますけれども、今後もそういうことがあり得るということが想定されるわけですけれども、やはりこれは学校だけでなく、いち早く気づくためにも、保健福祉課、ソーシャルワーカー、専門職の人たちと度重ねての検討会というものをやるべきだと思われますけれども、この保健福祉課、それからソーシャルワーカーさん、専門の人たちを交えての会というものは年何回ぐらい行っているんでしょうか。お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 何々会議という会議はちょっと承知はしておりませんが、事案が生じたとき、月例報告等で上がった場合には、電話でも逐一連絡を取り合っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 逐一電話連絡でとおっしゃられましたけれども、やはり全体で年1回でも2回でも、全体でプロの人たち、保健福祉課交えて、学校、やっぱり全体でやっぱりこういう事案を共有していったほうが効果があるんじゃないかなと思われます。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） すみませんでした。先ほど承知しておりませんという話は、ヤングケアラーのことをイメージし過ぎておりまして、先ほど申し上げましたが、ヤングケアラーを含めて、課題を持った児童生徒については、年に2回情報交換会を、保健福祉課、教育委員会、さらには小学校、中学校の担当の方と会議を開いております。先ほどは大変失礼いたし

ました。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 保健福祉課からも回答させていただきます。

今教育長お話あった部分と重なる部分ありますけれども、要保護児童地域対策協議会というのがございまして、その中で当然教育委員会、小中学校7校の校長先生方、それから民生委員、児童委員、それから人権擁護委員等々、地域の方々も入っていただいて、その中で会議を開いているところです。代表者会議については年1回、それからケース会議については、その都度、事案が発生したときにタイムリーにといいますか、対応が遅れないようにしっかりと対応しているといったところでございます。

○議長（星 喜美男君） 以上で及川幸子君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1時56分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 報告第1号 南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、報告第1号南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第1号南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを御説明申し上げます。

本件は、令和6年3月30日付で公布された地方税法等の一部を改正する法律の施行に対応すべく、同月31日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） それでは、報告第1号南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分について、細部説明させていただきます。

改正条例本文は、議案書3ページから13ページまで、議案関係参考資料は、2ページから34ページまでとなっております。

議案関係参考資料により御説明いたします。議案関係参考資料の2ページをお開き願います。

まず、条例改正の理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに対応するため、南三陸町町税条例の一部を改正したものです。

2といたしまして、条例改正の概要についてですが、主なものについて御説明いたします。

まず、（1）個人町民税に係る改正といたしまして、定額減税に係る規定の整備であります。

令和6年度の税制改正におきまして、デフレ脱却のための一時的な措置として、所得税及び個人住民税において定額減税が実施されることとなり、個人住民税については、令和6年度分の個人町県民税の所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を行うこととするため、規定の新設及びその税額控除に係る規定の整備を行うものです。

なお、この定額減税により、町民税分が減収となります、全額国の交付金により補填されることとなっており、これらについては後ほど御審議いただきます一般会計補正予算に計上しております。

次に、（2）固定資産税につきましては、土地に係る固定資産税の負担調整措置等の継続であります。

宅地及び農地の負担水準の均衡化を図るため、評価額の急激な上昇があった場合にも、税負担の上昇が緩やかになるよう、課税標準額を徐々に引き上げるなどの現行の負担調整措置等を、令和6年度から令和8年度までの間延長するものです。

（3）のその他、法律等の改正に伴う規定の追加及び条ずれ等の改正となります。

次ページ、3ページの表は改正した各条文についての改正ポイントと、それに対応した条項、改正内容等をまとめております。

4ページから34ページまでは新旧対照表となります。

以上で細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番、及川です。

1点お伺いいたします。町民税の減税になるわけですけれども、これが年間で、町としてどのぐらいの減税になるのか、把握しているんであればお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 今説明の中で申し上げましたように、後ほど御審議いただきまず補正予算に計上しておりますが、減収額といたしましては4,224万円。これが町税分として減収になる見込みとなっております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって報告第1号の件を終わります。

日程第4 報告第2号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、報告第2号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第2号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、令和6年3月30日付で公布された地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に対応すべく、同月31日、地方自治法第108条第1項の規定により専決処分を行った南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） それでは、報告第2号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分について、細部説明させていただきます。

改正条例本文は議案書13ページ、議案関係参考資料は35ページから37ページとなっております。

議案関係参考資料の35ページを御覧願います。

まず、条例改正の理由につきましては、専決処分を行ったこの条例につきましては、町長説明のとおり、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日付で公布され、令和6年4月1日に施行されることに対応するため、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び

軽減拡充の措置等を講ずる必要があることから、南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正するために制定したものです。

次に、条例改正の概要であります。

(1) といたしまして、国民健康保険税の後期高齢者支援金等に係る課税限度額を、表の下線部分のとおり、現行の22万円から24万円に引き上げたものです。それに伴いまして、課税限度額の合計も現行の104万円から106万円となります。

次に、(2) の国民健康保険税の軽減措置についてです。

5割軽減、それから2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の算定におきまして、被保険者の数に乘すべき金額をそれぞれ表のとおり引き上げたものです。7割軽減につきましては、現行どおりの軽減判定で改正はございません。5割軽減については今回改正となりまして、表の現行、それから改正後のとおり、下線部分の被保険者の数に乘すべき金額が、現行の29万円から29万5,000円となり、5,000円の引上げとなります。

また、2割軽減につきましても表の下線部分の被保険者の数に乘すべき金額が、現行53万5,000円から54万5,000円となり、1万円の引上げとなるものです。

次ページ、36ページと37ページは新旧対照表となっております。

以上、報告第2号の細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、参考資料35ページの7割軽減と5割軽減、2割軽減がございます。2割軽減が一般的には多いかと思われますけれども、その実態、7割軽減者が何名、5割軽減が何名でも何%でもいいですけれども、それぞれこれを表記願います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 大変申し訳ありませんが、今回手元にある資料が、今回この改正後になった場合の試算のものしかちょっと持ち合わせてございませんので、参考までに、パーセンテージではなくて実際の件数といいますか、それでもって回答となりますと、当然まだ今年度の国保税というのは7月の本算定になりますので、仮に昨年度の所得状況で試算した場合ですけれども、5割軽減につきましては、現在よりも6世帯増えまして、失礼しました。5割軽減世帯が、改正前ですと278、改正後ですと283、これが医療分と後期高齢者分になります。介護保険料分が117、118で、1増になりますので、5割軽減世帯は6世帯増えます。それから、2割軽減世帯については22世帯増えまして、あわせてこの軽減が拡充にな

るということで、28世帯、仮の試算ですけれども、増える計算になります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 若干の異動があるわけですけれども、5割軽減の場合43万円、29万円から29万5,000円ということで5,000円上がったんですけれども、2割軽減の人たちが大分多いと思われるんですけれども、これは53万5,000円から54万5,000円と1万円上がっているわけですけれども、この要因といいますか、パーセンテージが変わるからだと思うんですけれども、その要因をお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 53万5,000円から54万5,000円に上がる要因といいますのは、法律の改正といいますか、それらのほうで1万円上がるということになります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 2割軽減の人が多いと思うんですけれども、今手元にないとおっしゃいましたけれども、何%ぐらいでも分からぬですかね。2割軽減者が。例えば7割とか8割とかって。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 概算ですけれども、全体の11%程度になると思います。2割軽減だけで。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）
ないようありますので、これをもって報告第2号の件を終わります。

日程第5 報告第3号 令和5年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、報告第3号令和5年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第3号令和5年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

令和5年度予算のうち、令和5年度3月会議において、繰越明許費の御決定をいただきました事業について繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） それでは、報告第3号令和5年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明させていただきます。

議案書18ページを御覧願います。

この表に列挙してあります事業につきましては、全体で10事業でございます。これらの事業につきましては、令和5年度の補正予算においてお認めいただきおりました繰越明許費予算について、実際にどれだけの金額が令和6年度に繰り越されたのかを表したものでございます。

これらの手続につきましては、地方自治法施行令146条第2項の規定に基づき、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会、つまり本6月会議に報告することとなっているものでございます。

表の真ん中に金額と記載されている欄がございます。令和5年度に御承認いただきました事業ごとの繰越限度額でございますが、これに対して、その隣の翌年度繰越額の欄の数字が実際に繰り越された金額で、それぞれ限度額の範囲内ということとなっております。

最下段でございます。金額の合計欄になりますが、金額欄限度額が9億3,246万3,000円に対し、翌年度繰越額につきましては9億1,618万2,000円となっております。繰り越す財源につきましては、その隣の財源内訳として記載の既収入特定財源と一般財源を合わせて繰り越すものでございます。

それでは、それぞれの事業の完了見込みについて申し上げさせていただきます。

戸籍システム改修事業が、完了予定が令和6年12月。新型コロナウイルスワクチン接種事業、これが令和6年6月。素材生産代行事業、これが令和6年6月。林道台帳整備事業、これが令和6年12月。漁港施設機能保全事業、これが令和6年7月。漁港施設機能強化事業が、令和6年9月。町道新設改良事業が、令和6年12月。緊急浚渫推進事業、これが令和6年12月。令和5年6月豪雨農業施設災害復旧事業が、令和7年3月。令和5年6月豪雨公共土木施設災害復旧事業が、令和6年12月。以上が完了予定となっております。

以上で報告第3号の細部説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 3点お伺いいたします。

まずもって、何番目だ、1、2、3、5番目、農林水産業費、林業費の中の林道台帳整備事業、これ3,630万円のうち、特定財源、全部特定財源になっていますけれども、この財源の内訳、何の財源を使うのか、お示しいただきたいと思います。

それからもう1点、10番目災害復旧費、令和5年6月豪雨農業施設災害復旧事業、これ国庫支出金ほとんど全額でもらえるわけなんですけれども、その下の令和5年6月豪雨公共土木施設災害復旧事業、これは補助率が少なくて、地方債を3,670万円、それから一般財源4,000万円使われておりますけれども、この開きですね。農業施設災害復旧費は国庫支出金補助で全額近い額が、一般財源が260万円だけで済むんですけれども、この開き、なぜこんなに開きがあるのか。公共土木の場合は補助率が少なかったのか、地方債が3,600万円ほど使われておりますけれども、この内訳を御説明願います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） まず、1点目でございます。林道台帳の整備事業につきましては、これは一般財源でございます。全て一般財源ということでございます。（「この表には特定財源とあります」の声あり）

既に、繰越事業ですので、既に入っているという意味で、既収入特定財源で全て一般財源、これで繰り越すというふうな意味で、既収入特定財源という。（「昨年度入ってきたお金だから」の声あり）昨年度のお金だから。そういう意味でございます。

あと、農林水産業及び公共土木に関しましては、それぞれ国庫補助となる基準というのが違いますので、このような内訳というふうになっております。すみません、ちょっと多分この部分に関しましては、昨年度の補正予算で説明をしているはずなんですけれども、ちょっと今手元に昨年度の予算書がないので、ちょっと詳しくは説明できませんけれども、あくまで昨年度の補正予算でお認めいただいたものを、今回限度額を表示して、この表に表しているというふうなところで御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、大体でいいですので、そのパーセンテージ、この10番と11番、1番と2番のこの差異が大きく出たというこの補助、結局補助率が違っているから、こういうふうな昨年入ってきて、このようになったと思うんですけども、その補助率の違い、どの程度の違いがあったのかということだけでもいいですから。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、私のほうから一番最後の令和5年6月の公共土木災害復旧事業について御説明をさせていただきます。

公共土木災害復旧につきましては、国庫の負担率に関しましては、66.7%となってございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。

○8番（及川幸子君） 上の農業施設の分は何%ですか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 約93%でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、農業施設のほうがこの表のとおりの金額なので、補助率が93%ということで、かなりの補助率があったということと、下の公共土木については66.7%の補助率であったということの理解でよろしいでしょうかね。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。

番号が4番の衛生費の繰越しについて伺いたいと思います。これはワクチンの接種事業ということで繰り越されているわけなんですけれども、町内はじめ、遠くの議場でも、まだまだマスクを着用している方もおるんですが、そこで現在の町というか接種状況というんですか。どういったことになっているのか。

あともう1点は、以前も私聞いたような気するんですけども、そのワクチンによる過剰反応というか、副作用という言い方が適切かどうか分からんんですけども、そういった反応の把握というんですか、それがもしできていれば伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） まず接種状況についてでございますけれども、ちょっとおおむねで回答させていただきたいと思うんですが、まず令和4年度までの接種状況でいいますと、大体6割を超えていたといった状況になっております。それから昨年度に関しましては、春開始接種と秋開始接種と2回行われたわけなんですけれども、なかなか昨年度に関しては接種が伸び悩んでといいますか、そういった状況でありまして、どちらも3割程度の接種率ということになっております。

それから副反応の把握、こちらで副反応といいますか、あれですかね、審査会とかにかけられた案件ということですか。すみません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 春秋、昨年3割程度ということだったんですけれども、そこで私伺いたいのは、今現在というか、どういった、数字があるんでしたら数字で、受けている人、たしか有料でしたっけ。そういう状況で、ある程度の人数の方が接種を受けているとか、そういった形の答弁でいいんですけれども、現在この町で、今でも受けれる、すぐにでも受けれるんでしょうから、そこのおおよその状況を再度伺いたいと思います。

あと、副反応というか、よく後遺症という表現でしたっけ。それを何か県が把握というか、しているんで、当町ではそれを把握しているんじゃなくて、窓口的に受けて、そしてそれを県で把握するというそういう答弁だったんですけれども、今の段階で町で受けている喫緊の反応、もし人数なり、数を押さえているんでしたら、突然のこういった質問なんですが、答えられる範囲内でお願いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） まず、現在の接種できる体制の関係なんですけれども、これまでのワクチン接種という枠組みの中では、もう既にワクチン接種が終了しております、要は原則自己負担の部分というの終了しております。

今後ということになりますと、定期接種という形で、恐らく季節性インフルエンザ等のワクチン接種と同じように、この秋以降に自己負担をしていただいてワクチン接種を受けると、そういう流れとなってきます。自己負担額については、ワクチン自体何を使うかというのがまだ決定していないこともありますので、金額についてはまだちょっとお示しはできません。

それから、副反応、後遺症の関係ですが、議員おっしゃるとおり、町で一義的に相談を受けるといったケースと、相談ということで、県の副反応センターというところに相談をかけられる方もいらっしゃいますので、そうしたところの全体の総数というのは、なかなかこちらでも把握はしておりませんけれども、実際町で審査会というのを立ち上げておりますけれども、そこに上がった件数というのは数件ございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） ワクチンの接種料、接種代なんですけれども、先ほど課長、まだ未定だということなんですが、今までの金額的な、会社にもよったりいろいろあるんでしょうけれども、選択にもあると思うんですが、おおよそこれまで、例えば1万円ぐらいだったとか、5,000円ぐらいだったとか、そういうことの範囲でお答えできれば伺いたいと思います。

あと後遺症に関しては数件ということで、了解しました。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 今後のワクチン接種の金額、自己負担額についてでございますけれども、国から示されている金額では、大体7,000円くらいになるのではないかというところでございます。それに町のほうで、そこの補助とかというところの部分に関しては、これから検討を進めるといったところでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって報告第3号の件を終わります。

日程第6 報告第4号 令和5年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、報告第4号令和5年度南三陸町一般会計事故繰越し計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第4号令和5年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

令和5年度内の事業完了が困難となった事業について事故繰越しとして決定し、事故繰越し繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） それでは、報告第4号令和5年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

議案書の20ページをお開き願います。

こちらの事故繰越しにつきましても、報告第3号と同様に地方自治法施行令の規定により、同様の手続により議会へ報告させていただくものでございます。

今回記載の若者定住マイホーム取得補助金につきましては、事故繰越しとさせていただいております。令和5年度事業として完了を目指しましたが、表中右側の説明欄に記載のとおり、補助要件となる相手方の事務手続が間に合わず、令和5年度中の明許繰越手続もできなかつたため、やむを得ず事故繰越しとして令和6年度に繰越しをさせていただくものでございま

す。繰越し額は100万円。財源につきましては全て一般財源でございます。

なお、事業につきましては、令和6年5月に終了しております。

以上で報告第4号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、ただいまの事故繰越しの説明で分かりました。しかし、5年度の、この1件ではないはずだと思うんですけども、5年度でマイホームを補助金を出した件数、何件あるのか、あったのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

5年度の件数といたしましては6件、600万円となってございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ということは5年度で6件あって、この7件目が6年度に繰越しという解釈でよろしいでしょうか。はい、承知いたしました。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって報告第4号の件を終わります。

日程第7 議案第1号 南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第1号南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第1号南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は地方税法等の一部を改正する法律の施行に対応し、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例措置について規定すべく、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） それでは、議案第1号南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定について、細部説明させていただきます。

改正条例本文は議案書31ページ、議案関係参考資料は48ページから58ページとなっております。

議案関係参考資料により御説明いたします。資料の48ページをお開き願います。

まず、1、条例改正の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に対応すべく、所要の改正を行うものであります。

2の条例改正の背景につきまして、本年1月に発生した能登半島地震により、被災住民の生活の基盤となる財産等に甚大な被害が生じ、かつ、その発災日が1月1日であることを、事情を勘案しまして、令和6年度分個人住民税について、災害による損失に係る特別な措置を講ずることとする地方税法の一部を改正する法律が施行されたものです。

3の条例改正の概要につきましては、能登半島地震によりまして住宅や家財等の資産に生じた損失は、令和6年1月に生じたものであるため、本来の制度上は翌年の令和7年度分の個人住民税において雑損控除の適用対象となります、これを令和6年度分個人住民税において雑損控除の適用対象とすることができる特例を設けるものです。

なお、町の申告、それから税務署の確定申告は既に終了しております、また住民税の賦課期日である1月1日に能登半島に住所を有する方が、南三陸町に申告することは想定されませんでした。結果的に申告期間完了までに、当該特例措置に該当する申告がございませんでした。

しかしながら、今後例えば南三陸町に住所がある方で、仮に被災地に借家等の不動産を所有して被害を受けた方が、その後被害金額等を確定して、それを修正申告によって令和6年度において雑損控除の適用を受けたいとなった、万が一そういったケースが出た場合に対応できるよう改正するものでございます。

施行日は公布の日といたします。

以上、議案第1号の細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） じゃあ例えば1月1日、能登でなくとも、この地方でそういう災害、1月1日以降に起きた場合、これに該当するのかどうか、その辺。今回はこの能登の部分なのか、その辺能登の部分だけなのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） あくまでも1月1日の能登半島地震に係るものでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号 南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第2号南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第2号南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、関係する内閣府令の一部改正を受け、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 議案第2号南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、細部説明をさせていただきます。

議案書は32ページから33ページ、議案関係参考資料、新旧対照表は51ページから52ページとなります。

地域に即した小規模の保育施設の基準につきましては、その所在となる市町村が条例で定めることとなっております。このたび、国において安心して子供を預けられる保育環境の整備を図ることを目的といたしまして、保育士1人が受け持てる児童数の基準が改正されましたので、それに伴い町の条例を改正するものでございます。

改正内容ですが、3歳児、新旧対照表では満3歳以上満4歳に満たない児童という文言となっておりますが、この保育士等の職員配置基準につきまして、現行の20人につき1

人を15人につき1人に、4歳児及び5歳児、新旧対照表では満4歳児以上の児童という文言となってございますが、この保育士等の配置基準につきまして、現行の30人につき1人を25人につき1人に改めるものでございます。

この条例で定めている保育施設につきましては、大きく4種類ございまして、第29条において小規模保育事業所A型、第31条において小規模保育事業所B型、第44条において保育所型事業所内保育事業所、第47条において小規模型事業所内保育事業所のそれぞれにつきまして、同じ内容で職員配置基準の見直しを行うものでございます。

なお、これらの施設に該当する町内の保育施設につきましては、第47条で規定をしておりまく小規模型事業所内保育事業所として、民間の保育施設、マリンパル保育園がこれに当たります。当たりますが、当該施設の受け入れ対象年齢は0歳から2歳児までとなっておりまして、今回の改正の対象であります3歳児以上の児童はいないことから、本改正に伴う直接的な影響はございません。

施行日は令和6年7月1日を予定しております。

以上、簡単ですが細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 南三陸町特定復興産業集積区域内における固定資産税の課税 免除に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第3号南三陸町特定復興産業集積区域内における固定資産税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第3号南三陸町特定復興産業集積区域内に

おける固定資産税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、関係する省令の一部改正を受け、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） それでは、議案第3号について細部説明させていただきます。

議案書34ページをお開き願います。

上程いたしました本条例は、町長説明のとおり、条例に関係する省令の改正に対応するため、3つの課税免除等に係る条例について、適用期限等を定めた条項の改正を行う必要が生じたため、改正条例を制定するものであります。

議案関係参考資料を、まず53ページの新旧対照表をお開き願います。

まず、第1条関係、南三陸町特定復興産業集積区域内における固定資産税の課税免除に関する条例につきまして、関係する省令の改正によりまして、対象事業者の変更及び指定期間が延長されたため、課税免除対象施設等の取得期限を令和6年3月31日から令和8年3月31日に延長するものです。

次に、54ページをお開き願います。

54ページの第2条関係、南三陸町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例、これにつきましても関係する省令の改正によりまして、課税免除対象施設の取得期限を令和6年3月31日から、こちらは令和9年3月31日に延長するものであります。

次に55ページ、次ページをお開き願います。

55ページは第3条関係、南三陸町地域活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例につきまして、これも関係する省令の改正によりまして、第3条の1項で規定する、いわゆる移転型と言われるものですけれども、これが、及び第2条第2項で規定する拡充型ともに整備計画の認定期間を令和6年3月31日から令和8年3月31日に延長するものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第4号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第4号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和6年度志津川中学校トイレ改修工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第4号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案書36ページをお開きください。

契約の目的、令和6年度志津川中学校トイレ改修工事でございます。

契約の方法、制限付き一般競争入札による契約でございます。

契約金額1億5,400万円。

契約の相手方、志津川建設株式会社でございます。

議案関係参考資料57ページをお開きください。

工事の概要について御説明をいたします。トイレの設備改修工事となってございます。校舎西側1階から3階までのトイレ、それと校舎東側1階から3階までのトイレ、それと屋内運動場のトイレ、それと柔剣道場のトイレ、あとはそれに伴いますトイレの内装工事の建築工

事、それとトイレに関わります電気設備工事一式、それとトイレに関わります給排水管を含む設備工事一式となってございます。

工事期間につきましては、令和7年2月20日までとしてございます。

58ページをお開きください。

こちらのほうに主に今回改修しますトイレの位置について、平面的ではございますが、表示をさせていただいてございます。

59ページには工事請負仮契約書を添付させていただいてございます。

簡単ではございますが、以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 大分トイレ、3階までのトイレなので、期間なんですけれども、生徒たちに支障がないように夏休み期間にやるのかなと思われますけれども、その辺は工事期間はいつになるのか御説明願います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 工事期間につきましては、本契約締結の翌日から令和7年の2月20日までということで、まさに議員おっしゃるとおり、メインは多分夏休みになるんじゃないかなというふうには考えてございますが、土日も含めて施工すると。それとあと平日、学校を授業中ということでございますが、そういったときにつきましては、音のしないような工事を優先してやるということで、その辺は逐一、学校さん等々と協議をしながら進めていくこととしてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） もう1点確認なんですけれども、仮設のトイレというのは、この図面の58ページの、どの辺に造るのかお伺いいたします。子供たちの支障のないようなやり方をしていただきたいと思うので、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） トイレにつきましては、一度に全部やるということではなくて、西側だったら西側、東側だったら東側ということで、多少先生方、それと子供さん方には御不便をおかけすることになろうかとは思いますが、その辺はなるべく支障のないように調整を取りながら進めていくこととしてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） じゃあ1点だけ伺いたいと思います。

トイレの改修なんですけれども、これ全部生徒さんたちの分の改修なんでしょうけれども、そこで伺いたいのは、先生たちというか職員というんですか、そういう方のトイレは改修になるのかならないのか、含まれているのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先生方のトイレというのが特別あるわけではないんですが、主に先生方については校舎西側のトイレを使っていただいているということでございまして、今回はトイレが大分ちょっと古くなって設備的にも傷んできたということで、改修ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） じゃあ共用ということで分かったんですけども、たしか小学校あたりは分かれていましたっけ。その点だけ確認して、それで戻りますけれども、職員の方たちは、今もそうなんでしょうけれども、別に支障がないのか。今回こういった機会ですることもよかったですんじやないかという思いがしますので、その点再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 小中学校のトイレの状況については、議員お話しのように、児童生徒用とか教職員とかということで、分けた形で使用されている状況にございまして、今回の志津川中学校につきましても、先ほど建設課長からお話ありましたように、まずは子供たちの学習環境に支障がない形で、工事の日程を逐次学校と協議しながら進めていくことにしておりますので、先生方についてもその辺の御理解は十分にしていただくはずだということで、その都度学校と協議しながらなので、支障は特にないものと認識しております。

○議長（星 喜美男君） トイレ別になっているんですか。（「そこを聞きたかったんですよ」の声あり） 事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 建設課長話したように、2階の西側、校舎西側が先生方のトイレということで使用されているという状況です。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（「分かりました」の声あり） ほかに。三浦清人君。

○11番（三浦清人君） ちょっと確認したいんですけども、この事業の中身につきましては建設課という、入札執行は会計管理のほうでやられたんですか。今はそういうふうな形、今はというか、取られているようですね。そこで会計管理のほうからお聞きしたいんですが、こ

の案件につきましては予定価格は載ってあるんですが、最低価格は設定がなさったのかどうか、最低価格ね。これも確認なんですが、従来最低価格を設定して、それを下回った場合失格という、その業者さんね、従来はそうだったんすけれども、今はどうなっているんですかね。やはり失格として参加できなくなるのか、残った業者さんでやるのか、その辺のところの説明願います。

○議長（星 喜美男君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） 丁寧に言えば会計管理者の職ではなくて、会計課長、会計管理者兼会計課長の会計課長として執行しているということでございます。

御質問の件でございます。入札公告にございますとおり、本件工事につきましては最低制限価格を設定することとし、ということで公告しておりますので、本件工事については設定されております。下回った場合につきましては、今の議員のお言葉を借りれば、これまでと同様失格ということになります。

以上です。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） すみません、説明を聞き漏らしたのかと思ったんですけれども、トイレを改修すると。以前、町内の小中学校のお手洗いの和式と洋式の話をしたことがあって、最近お子さん、和式のトイレ 자체がおうちにはないので分からないよねというような話とかをしたんですけども、今回は全部洋式化ということでいいんですかね。そこだけちょっと確認したかったです。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 洋式となるものでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） ちょっと私からも1点だけなんですけれども、トイレの改修ということは理解いたしましたが、同時に附帯工事として電気設備工事、それから機械設備工事等々の一応今説明をいたいたいたんですが、これはあれですかね、従来のものを改修ということで、何でしょう、言いたいのは、今後生徒数も減少して、設置当時よりも大分こう何でしょう、利用人数が少なくなるというのが想定かなとは思うんですが、例えば節水とか節電を意識したような工事がここで施されるのであるのか、またはその既存の設備を何かそのままちょっとこう、ある程度何でしょうね、そのまま移行するような、古いものを新しくするような工事なのか、ちょっとその点だけ教えていただきたいんですがいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 工事につきましては、やはりトイレ設備が老朽化してきたということ、それとトイレ設備に伴います給排水管ですか、こちらのほうもかなり傷みが激しくなってきたということで、そろそろ替えどきということで今回替えるということでございますが、どうしても給排水管、壁をはっていたり、あと床下に入っていたりということで、どうしてもやはり内壁、床天井も含めて解体といいますか、一々ばらさなきやいけないということもございますので、それに合わせて今回の工事で内装のほうについても替えるということでございまして、あと電気設備につきましては、電灯等ということになるんですが、こちらのほうもやはり老朽化ってきて、電気配線等も古くなってきたということで、一緒に今回の工事で改修をするというものでございます。

その数の、今後の生徒さんの数の変更に伴うトイレの数がという話について、大変恐縮でございますが、ちょっと教育委員会のほうから答弁のほうをお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） このトイレ改修を進めるに当たっては、建設課、それから教育委員会事務局、そして学校といろんな設計段階からお話を聞いていまして、まずは今使用しているトイレを洋式化にするというところが基本でございます。

数についてなんですけれども、その当時建てられたトイレなので、スペース的に洋式にしますと、例えば5個の和式をそのまま5個の洋式にするとかというところではなくて、まずはそういうスペースを確保する、そういうところをまず念頭に置きました。

それから、子供たち、生徒数は減っていくんですけども、校舎全般にわたって使用している状況なので、例えば西側のトイレ、東側のトイレのどこかをなくすとか、そういうことは考えておりません。

あと、それから改修等、これも改修なんですけれども、今柔剣道場のトイレが男女一緒にになっているという、一つの入り口で、その当時の建て方をしているもので、そこについては今の時代に合ったように改修が必要でしょうということで、男女別々の入り口として新しくトイレを造るということにしております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 分かりました。

今後なんですけれども、また公共施設の維持管理という意味では、恐らく電気代とか水道代とかをもう節約するような工事を見据えての検討というのも、今後もまた、今回の工事とは

また別になるかもしれません、今後検討の中に入るべきというふうに思いますし、すみません、もう1点だけ教えてください。この表記の中では、特に多目的トイレという表記はないんですけども、こういうデリケートな問題というのは、恐らく今はなくても、また今後発生する可能性もありますので、その点もちょっと考慮されているかどうか、ちょっとこの工事について教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 多目的トイレについては、校舎については令和4年度事業で、校舎の東側の空き教室を活用しまして、そこに1か所多目的トイレを設置してございます。それから、屋内運動場、体育館については既に多目的トイレが設置してある状況にございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後2時10分 休憩

午後2時29分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第5号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第5号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第5号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、令和6年度南三陸町スポーツ交流村整備工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第5号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案書は37ページとなります。

契約の目的、令和6年度南三陸町スポーツ交流村整備工事でございます。

契約の方法、制限付き一般競争入札による契約。

契約金額2億3,650万円でございます。

契約の相手方、旭洋設備工業株式会社志津川営業所でございます。

議案関係参考資料60ページをお開きください。

工事の概要でございます。トイレ設備等改修工事でございます。1階のトイレ、2階のトイレ、それとシャワー室、P A C系空調設備と書いてございますが、エアコンでございます。それと全熱交換型の換気扇、それと冷水機、それとそれに伴います建築工事、これも同様に内装、それと天井等々の交換ということでございます。それに伴います電気設備工事、それとこちらも同様に給排水管を含みます機械設備工事となってございます。

工事の期間でございますが、令和7年の2月20日までとしてございます。

61ページをお開きください。

61ページには、1階部分のトイレ、空調設備等の箇所図を添付をさせていただいてございます。

62ページには、同じく2階の設備改修の箇所について表示をしてございます。

63ページには、工事請負仮契約書を添付をさせていただいてございます。

簡単ではございますが、以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点なんですかれども、前回のときの説明ですと、文化ホールの可動式

椅子、これもう動かなくなつたので取り替えるという説明だったんですけれども、今回これを見ますと、どこに入っているのか、トイレ改修と空調が主なもののように見えるんですけども、これに入らないのか、別にやるのか、その辺をお答え願います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 今回の分につきましては、今お示ししているとおり、トイレと、それから空調設備の改修が主なものでございまして、議員お話しの文化交流ホールの可動椅子の改修につきましては、ただいま事務手続を進めているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、これとは別にそれは、可動椅子の分は可動椅子の分で、今後入札をかけるということでよろしいでしょうか。時期的にはいつ頃の予定になるのか、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 建設課のほうに事務の委任をしておりまして、具体的なスケジュールとしましては、9月頃をめどにみたいなお話まで伺っているんですけども、そういった状況で、可動椅子ならずなんですかけれども、今後もっとほかの工事、スポーツ交流村入ってきますので、可動椅子だけではなくて、ほかの部分についても進めているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 7月7日に舞踊の団体が利用するわけですかけれども、その際には支障があるのか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 可動椅子なんですが、今出たままの状態になっていますので、ステージを使う分については、その時期については何も支障がないですし、観客の方もいらっしゃるのであれば、そこについても今可動椅子が出ている状態なので、そちらで御覧いただけるということになります。支障はございません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。ないようありますので……伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） すみません、1点だけというか、細かい部分でなくて大まかにお聞きしたいと思います。先ほどの中学校のトイレ改修と似たような話になるんですけども、端的に聞きますと、今回のトイレ改修工事も含め、どれぐらいユニバーサルデザイン的なものを感じて組んでいるのかどうか、ちょっとその辺の内容、示せるところまでお聞かせいただ

けないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 今多目的トイレ等があるんですけれども、その当時建てた状況なので、今の仕様に基準に合ってない点とかもございますので、その点を意識しながら設計を組んでいるという状況でございますので、当然に公共施設でございますので、社会教育施設ならず、公共施設全般についてはそちらを意識しながら設計を考えていくという状況にございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 先ほどの話ともつながっておりますけれども、もちろんそういったデザインの意識と、あとはエネルギーの消費の意識というものがまず大事かなという部分と、あともう一つ大事なのが、スポーツ交流村自体が、恐らく有事の際に、緊急時の際には、防災上の拠点としても重要な施設であることには変わりないと思います。そういった意味では、何でしょうね、例えば施設としては、例えば大丈夫な場所であったとしても、停電ですとか断水が生じたときに、その施設そのものがやっぱり使えない状態であっては元も子もないということも意識した上で、こういったトイレの部分というのはやっぱり今回能登半島の被災状況を見てもそうですが、水回りの問題も含め、排せつ行為の部分においてはやはり重要なところでございますので、そこをやっぱりちょっと意識した形で、改修工事は改修工事でもちろんそうなんですけれども、維持管理運営についても、その点を意識した上で進めていただければとは思うんですが、そういった考えでもし今お答えできるものがあれば教えてください。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 議員まさにおっしゃるとおりだと思います。当然有事の際に、災害が起きた場合には、避難所等の拠点施設ということになると思いますので、令和5年度、昨年度社会教育関連施設の長寿命化計画というものを策定しまして、その策定に当たりましては、施設ごとの調査をまずしておりますので、その調査結果に基づいて、今後も必要な対応というものを図っていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第6号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第6号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第6号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和5年度町道平磯連絡線道路改良工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第6号工事請負変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案書は38ページとなります。

契約の目的、令和5年度町道平磯連絡線道路改良工事でございます。

契約金額、変更前、1億4,679万6,100円。変更後、1億5,291万9,800円。612万3,700円の増額となるものでございます。

契約の相手方、遠藤・佐千代JVとなってございます。

議案関係参考資料64ページをお開きください。

こちらのほうに主な工事の変更内容について記載をさせていただいてございます。のり面工におきまして、植生工の増によりまして400万円の増。それと照明設備設置等に係りまして、ハンドホール及び埋設管の増ということで100万円が増えてございます。それと、のり面防護柵等ということで、暗渠排水管、こちらのほうの増工に伴いまして100万円の増。合計で600万円の増となるものでございます。

65ページをお開きください。

65ページには、今回変更となります箇所について、それぞれ数量等を掲載をさせていただい
てございます。

66ページには、工事請負変更仮契約書のほうを添付をさせていただいとございます。

簡単ではございますが、以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほど
お願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いします。

ここの区間は延長で来たわけですけれども、昨年の。そのときの理由としては、それだけで
ないんですけれども、光ファイバーが入っているから工期がかかるというような説明を受け
た記憶があります。それはこの図面で、平面図の中でどこに入って、その光ファイバーをど
ちらに移動したのかしないのか、その辺御説明願います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 光ファイバーケーブルにつきましては、前回の変更等であれしてお
りますが、位置的には下のほうに交差点改良に伴うハンドホール及び埋設管の増ということで、
升みたいなのが描いてありますと、その升間をつなぐような形で赤い線が引いてござい
ますが、この周辺、あとは45号線、気仙沼側に行くところで、大体おおむねの位
置ではございますが、このハンドホール等に表記のある周辺ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、これは埋設になるのか、この光ファイバーが、このハンド
ホール2基というこの四角い赤の部分が地中に埋まるような形になるのか、縦に電柱みたい
に高く出てくるのか、その辺実情のほう御説明願います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ハンドホール及び埋設管とございますので、埋設になるものでござ
います。（「埋設、地中の中に」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、以前あったのは、ここ切土ですから、山になってたから、
山の上にその光ファイバーがあったという解釈になるんですか。どういう、切土したときに
どう、この今回は埋設になるということなんですか、山のところに、山の上に、場所

的にはどこにあったのか前、位置的に。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議員おっしゃるとおり、この周辺は地山でございます。ですから、従前はその区域にかかるところに入つておりました。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） ようやく完成する三陸道から降りてくると、交差点真っすぐ進める道路がようやく完成すると。全体像も見えてきて、工事は順調に進んでいるんだろうなと思うんですが、植生工の増ということで、今回400万円ほど増額されております。面積というか、面積1,880平米から2,610平米に広がった。実際山切ってみたらこれぐらい必要だったというのはある程度理解はできるんですけども、これどうしてもやらないといけないものなんでしょうか。そこを確認したいです。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） やはりのり面の保護ということでございますので、どうしても地山のままで、風雨にさらされると、安定勾配では切つておるんですが、やはりどうしても表面の土砂流出とか、あとは崩落ということもございますので、やはり表面を植生によつて保護して、流出、崩落しないようにということで、必要な対策でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 具体的には土というか、種というか、吹きつけてという工事なのかなと、専門家ではないので詳しくないんですけども、植生といつても別に木を植えるとかじやなくて、草が生えるように、根っこを張るようにするんだということだと思うんですけども、細かいことを言うようで恐縮なんですけれども、今日上程されて、今日予算じゃないや、その変更契約が認められるわけですよね。でももうやってますよねと、工事自体は。そのあたりってどういうふうに説明するのかなというのを一応聞いておこうと思うんですけども。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 確かにおっしゃるとおりで、現場のほうはちょっと進めさせていただいてございますが、工事上につきましては一応町からの指示ということで、契約にはちょっと当然ながら本議会で御承認をいただかないと本契約とはなりませんが、工期との関係もございますので、現場のほうには指示という形で進めていただいているというところでございます。御了承いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 私も1件だけ伺いたいんですけれども、先ほどの前議員のあれもあったんですが、完成時期が6月28日という、そういうふうにうたっているんですけれども、全体的な供用というんですか、使える、通る時期というか、どれぐらいを見越しているのか、その点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 道路のほうの開通につきましては、7月1日午後3時を予定してございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 間もなく完成ということで喜ばしいんですが、私一つ心配なのは、このアイスバーンになったときに、アイスバーン。今三陸道から降りてきて、これは見えるんですね。ところが向こうの道路が見えないわけ。逆に向こうから来るときも見えないわけなんですね。見えたときにはすぐ信号なんですよ。傾斜というかね、何度あるかちょっとこれも見かけでは分かりませんけれども、アイスバーンになったときに事故が心配なんです。その管理が、これは町道で町が管理、国道、それから三陸道、要は除雪作業とか、あるいは融雪剤の散布とか、これはやっぱり町も国も同時にやらないと、下手すると町が遅れをとって事故など起きたんでちょっとまずいなと思っているんですが、その辺の対策というか、考えはありますかね。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 冬場の凍結防止につきましては、当然ながら随時融雪剤散布なり、あと雪の量が多ければ除雪なりということで対応させていただくところではございますが、確かに議員おっしゃるように同時にやるのが理想でございますが、なかなかこの45号線は、この辺ですと気仙沼国道維持出張所の管理の管轄と、それと三陸道につきましては、石巻にございます三陸道路維持出張所の管轄、それと町道につきましては町の管轄ということで、確かに効果的なのは、おっしゃるとおり時間を合わせてやるというのが理想ではございますが、なかなかちょっと調整を取ろうとしてもなかなか取れないということもございますので、理想的にはおっしゃるとおりでございますが、できる限りそういった事故のないように努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 同時にという発言しましたけれども、同時でなくてもいいんです。町の

ほうが早ければ。要は平磯のほうから来てね、こう上がってきて、下がって、見たときにはもう距離がないんですよね。信号までの距離が。あつと思ったときにブレーキをかけたんではつーっていうか、もうつるりんと行く。事故が必ず想定されるんです。アイスバーンの場合。だからこれはよほど気をつけて注視しながら管理をしてもらわないと、国道との交差点ですからいっぱい通っていますのでね、その辺のところを話をしておきます。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第7号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第7号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第7号工事請負変更契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、令和5年度漁港施設機能強化事業（石浜地区）防波堤整備工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第7号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案書は39ページとなります。

契約の目的、令和5年度漁港施設機能強化事業（石浜地区）防波堤整備工事でございます。

契約金額、変更前の契約金額でございます。9,625万円。変更後、1億3,377万4,300円。3,752万4,300円の増額となるものでございます。

契約の相手方、株式会社阿部伊組でございます。

議案関係参考資料67ページを御覧ください。こちらのほうは主な変更の内容を記載をしてございます。

土工におきまして、床堀数量の変更による減。それと基礎工におきまして、基礎捨石数量の変更による増。上部工におきまして、上部工追加による増。消波工につきましては、既存消波ブロックの再設置個数の変更による減でございます。回航・曳航費につきましては、台船の回航距離の変更による増ということで、トータルで約3,800万円ほどの増となるものでございます。

今回の事業につきましては、継続事業ということもございまして、今回切りのいいところで施工しようということで、主に増工となるものでございます。

それと68ページのほうには、今回変更となります箇所、数量を掲載をしてございます。

69ページには、工事請負変更仮契約書のほうを添付をさせていただいてございます。

以上、簡単ではございますが細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、この内訳の中で参考資料の67ページなんですけれども、ただいまの説明の中では切りのいいところでということで、今後も続くわけですけれども、その中で一番大きいのは3,300万円ですか、100万単位ですから。これが上部工が大きいと思われるんです。上部工だから、これはこれで、この裏の赤い部分を見ると完成なのかなというとらわれ方するんですけれども、それでいいのか。

それと台船の曳航費、これが500万円ということなんですけれども、石巻から志津川ということなんですけれども、曳航分、これは歌津でなくて志津川でいいんでしょうか、台船が、歌津の石浜工事するのに、石巻から志津川でいいんでしょうか。その辺お伺いいたします。今後もあるかとこれ、ここで終わったわけじゃないので続くと思うんですけども、その辺の御説明をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 工事につきましては、まず68ページを御覧いただきたいんですが、

下の部分のこの標準断面図のほうを御覧いただきたいんですが、水中コンクリートというのは、今現行入ってございます。今回増工になるのはその上の部分の上部コンクリートを追加をするものでございまして、本体工事のほう、切りのいいところまでやるということで増工となったものでございます。

それとあと2点目の御指摘でございますが、大変失礼いたしました。これは誤りでございます。志津川と書いてございますが、歌津ということになりますが、大きな意味からそもそもちょっと石浜ですのでちょっと外れていますが、ちょっと志津川湾という解釈もちょっと苦しいかもしませんが、正確には歌津石浜ということになろうかと思います。大変申し訳ございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ここは終わったわけでないので、これからもこう続くわけですけれども、完成見込みとしては何年度、来年あたりで終わるのか、その辺、見込みを御説明願います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 本石浜の防波堤整備工事につきましては、令和8年度を完成見込みとしてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 令和8年だと、今年6年、7年、あと2年ということで、2年にはこの石浜のこの地区、ここ、石浜は平棚地区ですね。こここの物揚場から防波堤から完成、全て完成と、2年で完成になるのか今聞きましたけれども、その辺再確認。2年で完成になるのか、その辺お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 町のほうの見込みといたしまして8年としてございますが、当然ながら事業費の関係もございまして、これは国庫補助をいただいて施工しておる事業でございますので、国費の交付決定いかんによっては、多分短くなることはないかとは思うんですが、延びる可能性がゼロではないということでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第8号 町有林樹木の売払いについて

日程第15 議案第9号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第8号町有林樹木の売払いについて、日程第15、議案第9号町有林樹木の直営生産事業代行委託について、お諮りいたします。以上2案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第8号町有林樹木の売払いについて並びに議案第9号町有林樹木の直営生産事業代行委託について御説明申し上げます。

本2案は、南三陸町森林経営計画に基づき、直営林の搬出間伐に伴う売り払うことについて、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付し、併せて当該町有林の素材生産事業と販売を南三陸森林組合に代行委託することについて、南三陸町林野条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） それでは、議案第8号町有林樹木の売払いについて及び議案第9号町有林樹木の直営生産事業代行委託について細部説明をさせていただきます。

議案書の40ページ、41ページ、細部につきましては、議案関係参考資料70ページの位置図及び71ページから77ページ、それぞれの区域図を参照願います。

まず、議案書の40ページでございます。

町有林樹木の売払いにつきましては、中段の表を御覧いただければと思いますが、現在、町有林の多くにつきましては利用時期にありますと、循環利用を図るための適正な森林整備を

南三陸町森林経営計画に定めておりまして、これに基づき町有林樹木の売払いを行うものであります。

場所につきましては、入谷字入大船沢、志津川字黒崎、蛇王、戸倉字上沢前、歌津字上沢、石泉の各地区における樹齢68から69年生の杉及びアカマツ合わせて、27.04ヘクタールの搬出間伐を行い、これを売り払うものでございます。

続きまして、議案書41ページ、議案第9号町有林樹木の直営生産事業代行委託についてでございますが、ただいま御説明いたしました搬出間伐材の素材生産事業と販売を代行委託することによって、間伐支援を実施し、直営林の間伐材の売払いを行うものでございます。

位置につきましては、議案関係参考資料の70ページの管内図を御覧ください。

それぞれの箇所を掲載するとともに、参考資料の71、72ページが区域図といたしまして、入谷字入大船沢、73ページが志津川字黒崎、74ページが志津川字蛇王、75ページが戸倉字上沢前、76ページが歌津字上沢、77ページが歌津字石泉の搬出間伐実施箇所となっております。

なお、予定の売払い収入につきましては、約1,200万円を見込んでおるところでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、主伐ということで、68年から69年生というとかなり太いもの のようですがれども、現在の杉とアカマツの単価、木価単価と、それと457石といいますから、半分ぐらいは今回伐採するわけですけれども、売るわけです。収入としては、1,200万円の収入があるようですがれども、これ森林組合さんに委託するわけですけれども、経費のほうはどの程度になっているのか、プライマリゼロなのか、下がるのか上がるのか、その辺をざっくりでいいですので、お答え願います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 木価のほうでございます。杉もアカマツも製材用のものであればほぼ同じくらいなんですがれども、全国的に見ますと、30センチ径、太さが30センチで長さが4メーターもの、これですと令和6年4月現在示されているものが、約1万5,000円ほどになっております。令和2年、3年、4年頃はウッドショックというものがございまして、若干高くて1万7,000円前後の値段がしておりました。その前ですと1万2,000円から3,000円ということで、ウッドショックで一旦上がったんですが、またちょっと下がったというような状況でございます。

それから、事業見込みでございますが、これから発注という手続になりますので、おおむね予算としては2,200万円ほどを見ているというところで、収支としては赤字にはならないというところで見込んでおります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、今年度の事業ですけれども、今年度にそのほかにも今後計画があるのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 今般の搬出間伐につきましては70年生以下ということで、68年、69年をやるんですが、また別の補助事業で今度は60年生以下というものがございますので、こちらも取り組む予定でございます。

それ以外に保育事業として、造林、あるいは下刈り、さらに保育間伐というようなものを予定しております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 次々とあるわけですけれども、それで今回繰越しで林野台帳作るのですけれども、この辺のこの事業に対しての効果というものは、台帳作るとやりやすくなるのかなという思いがありますけれども。林野台帳……ではなく。その辺ちょっと説明してください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今議員おっしゃったのは明許繰越しでございましたのは、林野台帳ではなくて林道台帳でございます。

○議長（星 喜美男君） 終わっています。3回。ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。

今回まず、アカマツと杉ということなんですけれども、こういったやつを間伐する際に、雑木が出ると思われるんですけども、出なければいいんですが、出た場合の取扱いというんですか、そういうものが今時点でのどのように決まっているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 現地にもよるんですが、この69年生ぐらいになると、大分木が高い木になって、その足元に雑木といいますか、低木はあまり生えていないというのが現地の状況ですので、今般はその雑木の状況といいますか、または売払いというものは見込んではおりません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今回は出ないということなんですが、よく民間のあれですると結構出るみたいなんですが、もし、これ仮定なんですけれども、ある程度ではなくて、それなりに出た場合はどのような、それは雑木は雑木なりに売るということなのか、その点だけ伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 材として市場に価格がつくものであれば、売却するというところでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに議案第8号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第9号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、明7日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明7日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。本日は、これをもって延会といたします。

午後3時09分 延会

